

記入例別添

耐震診断結果の報告書(第四面)
 4 耐震診断の概要「ロ、耐震診断の方法の名称」は、
 こちから選択してください。

耐震診断結果の報告書(第四面)
 4 耐震診断の概要 二、耐震診断の結果は、
 こちからに記載の値は少なくとも記入してください。

耐震診断の方法		報告書に記載する 診断方法の名称 (略称)	構造	報告書に必ず記載 する耐震診断の結果	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			
					I (地震の震動及び衝撃に對して 倒壊し、又は崩壊する危険 性が高い。)	II (地震の震動及び衝撃に對して 倒壊し、又は崩壊する危険 性がある。)	III (地震の震動及び衝撃に對して 倒壊し、又は崩壊する危険 性が低い。)	
H31.1.1国住指第3209号による名称								
(1)	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	指針第1第一号診断法	木造等	Iwの値	$Iw < 0.7$	$0.7 \leq Iw < 1.0$	$1.0 \leq Iw$	
(2)	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	指針第1第二号診断法	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等	Isの値 qの値	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」	一般診断法 又は 精密診断法	木造等	上部構造評点の値	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点	
(4)	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	S造診断法	鉄骨造等	Isの値 qの値	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
(5)	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	RC造1次診断法	鉄筋コンクリート造等	Is/Isoの値	—	—	$1.0 \leq I_s/I_s o$	
(6)	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	RC造2次診断法	鉄筋コンクリート造等	Is/Isoの値 CT・SDの値 Z・G・Uの値	$I_s/I_s o < 0.5$ 又は $CT \cdot S D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_s o$ かつ $0.3 \leq CT \cdot S D \leq 1.25$	
		RC造3次診断法					$I_s/I_s o < 0.5$ 又は $CTU \cdot S D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合
(7)	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	鉄骨が充腹材の場合	SRC造2次診断法(充腹材) 又は SRC造3次診断法(充腹材)	鉄骨鉄筋コンクリート造等	Is/Isoの値 CT・SDの値 Z・G・Uの値	$I_s/I_s o < 0.5$ 又は $CTU \cdot S D < 0.125 \cdot Z \cdot R t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_s o$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CT \cdot S D$
			SRC造2次診断法(非充腹材) 又は SRC造3次診断法(非充腹材)					$I_s/I_s o < 0.5$ 又は $CTU \cdot S D < 0.14 \cdot Z \cdot R t \cdot G \cdot U$
		鉄骨が非充腹材の場合	SRC造2次診断法(非充腹材) 又は SRC造3次診断法(非充腹材)		Is/Isoの値 CT・SDの値 Z・G・Uの値	$I_s/I_s o < 0.5$ 又は $CTU \cdot S D < 0.14 \cdot Z \cdot R t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_s o$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot S D$
			SRC造2次診断法(非充腹材) 又は SRC造3次診断法(非充腹材)					
(8)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	官庁施設診断基準	—	Qu/α・Qun Gisの値	$Qu/\alpha \cdot Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/\alpha \cdot Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/\alpha \cdot Qun$ かつ $Gis < 1.0$ 又は、 $1.0 \leq Gis$	
(9)	「屋内運動場等の耐震性能判断基準」	屋内運動場判断基準	—	Isの値 qの値	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
(10)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	S56以降の構造規定確認	—	適合が確認できる 代表的な値	—	—	確認できる	

(国技術的助言 平成31年1月1日 国住指第3209号 別表1並びに別表2(一部略))

※ 附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。
 ※ 附表に掲げる耐震診断の方法のうち、(6)、(7)の方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及びIsoを算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示している。